

各私立幼稚園・認定こども園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和6年度 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事前調査等について（通知）

日頃より、本府私学行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本府においては、障がいのある幼児(以下、「障がい幼児」という)を受け入れ、かつ特別支援教育の充実を図る事業を行う府内の私立幼稚園・認定こども園に対し、助成を行っています。

つきましては、大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事務の適正かつ円滑な執行を図るため、事前調査等を実施します。当該補助金の申請を予定する園は、「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱」及び当通知を十分にご確認の上、下記のとおりインターネット申請によるご回答及び必要書類等のご提出をお願いいたします。

記

1. 対象園児数調査について【調査1】

① 回答方法：インターネット申請

(URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/69c12975-f08d-461d-a0eb-723109b13d23/start>)

②回答期限：令和6年7月5日（金）17時

③留意事項

- ・以下、【調査2】で事業計画書の提出を予定している園は必ず回答してください。期限までに回答がない場合は申請予定のないものとみなします。また、期限以降の提出は受け付けることはできません。
- ・本調査で回答した人数での補助金交付申請が保証されるものではありません。
- ・後日提出する事業計画書の人数は、本調査で回答した人数が上限となります。
本調査を上回る人数を事業計画書に記載して提出することは認められません。

2. 事業計画書の提出について【調査2】

(1) 必要書類（データ）の提出について

①提出方法：インターネット申請

(URL:<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/5b618771-7894-41d3-bdc1-31e409502cad/start>)

②提出期間：令和6年9月2日（月）～令和6年9月30日（月）

③提出書類：事業計画書（様式1-1, 1-2, 2-1, 3-1, 3-2, 3-3）のエクセルファイル

※様式2-1（副申書）等について、手書きで記入している部分がある場合など、紙媒体の提出書類と内容が一致していない部分があっても結構です。

ただし、様式1-2については、紙媒体の提出書類と一致する内容のものを提出してください。

(2) 必要書類（紙媒体）の提出について

①提出方法：郵送 ※簡易書留やレターパック等、追跡記録が残る方法により郵送してください。

②提出期間：令和6年9月2日（月）～令和6年9月30日（月）

③必要書類：下記表のとおり

④提出先：〒540-8570

大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ

表：必要書類

	対象	必要書類	様式	提出方法	提出部数
1	全園	大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事業計画書	様式1-1 様式1-2	データ 及び 紙媒体	各園1部
2	全園	大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる副申書	様式2-1	データ 及び 紙媒体	各園児分
3	全園	診断書（判定書）等	様式2-2 あるいは 様式2-3	紙媒体	各園児分
4	全園	「個別の指導計画」及び 「個別の教育支援計画」の写し	様式なし	紙媒体	各園児分
5	幼保連携型認定こども園のみ	支給認定書の写し (1号認定あるいは2号認定)	様式なし	紙媒体	各園児分
6	全園	補助対象経費内訳表（予定）	様式3-1	データ 及び 紙媒体	各園1部
7	全園	特別支援教育担当教職員調査票（予定）	様式3-2 あるいは 様式3-3	データ 及び 紙媒体	各園1部

※提出の際には、書類を表の順番に並べてください。なお、2～5は園児毎にまとめてください。

※必要書類は、エクセル様式をパソコンにダウンロードのうえ、必要事項をパソコンで入力し、プリントアウトしたものを提出してください。

(3) 必要書類の提出に係る留意事項

- ・ご提出にあたっては、以下「3. 制度の概要」及び別紙「大阪府私立幼稚園等特別支援教育補助金にかかる事業計画書【調査2】作成上の注意」を参照してください。
- ・原則、提出期間内のご提出をお願いします。提出期間以前に提出いただいた場合でも受理いたしますが、審査は提出期間以降に行います。修正点等があった場合のご連絡も提出期間以降となりますのでご了承ください。
- ・期限までに事業計画書を提出した場合であっても、期限以降の対象園児の追加・入替えは受け付けできません。ただし、取り下げはこの限りではありません。

3. 制度の概要

(1) 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の趣旨

府内の私立幼稚園・認定こども園に就園する障がい幼児の特別支援教育の充実を図る。

(2) 対象となる園

就園する障がい幼児に対し、教育上特別な配慮を行っている府内の私立幼稚園、認定こども園のうち、令和6年度において当該補助金の申請を予定している園で、かつ設置者が以下に該当する園が本調査の対象となります。

設置する施設の種類	対象となる設置者
幼稚園 (施設型給付を受ける幼稚園を含む)	設置者の形態は問わない
幼稚園型認定こども園	学校法人
幼保連携型認定こども園	学校法人

※上記施設の設置者で学校法人化のための努力をする者も交付対象とする。

(3) 対象となる幼児

以下のとおり。

設置する施設の種類		対象となる幼児	
幼稚園 (施設型給付を受ける幼稚園を含む)		在園児	
幼稚園型 認定こども園	幼稚園部分が 学校法人立	単独型	1号、2号(※)
		接続型	
		並列型	
	上記以外	単独型	対象外
		接続型・並列型	対象外
幼保連携型 認定こども園	学校法人立	新設	1号
		旧接続型	1号、2号(※)
		旧並列型	1号
	上記以外		対象外

②教育研究経費

特別支援教育に係る研修会費、出張旅費、教材費等

留意事項
※各支出経費に係る領収書や研修の実施要項、ホームページの写し、契約書等については、別途提出を求める場合や、補助金調査時に確認を行う場合があります。 必ず、各園において保管していただくようお願いします。

【お問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ

担当：遊津・國村

電 話：06-6210-9273